

熊本県公報

第13231号
令和5年(2023年)
5月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | |
|--|------------------|
| 告 示 | |
| ○保安林の指定に伴う予定 | (森林保全課) 1 |
| ○保安林の指定に伴う予定 | (") 2 |
| ○[警察本部会計課]捜査支援カメラシステム一式の競争入札参加資格等 | (管理調達課) 2 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 | (障がい者支援課) 2 |
| ○食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録事項の変更 | (健康危機管理課) 3 |
| ○令和5年度(2023年度)製菓衛生師試験の実施 | (") 3 |
| ○漁港施設使用料の徴収事務委託 | (漁港漁場整備課) 5 |
| ○指定納付受託者の指定 | (") 6 |
| ○指定納付受託者の指定 | (") 6 |
| 公 告 | |
| ○[警察本部会計課]捜査支援カメラシステム一式の一般競争入札の実施 | (管理調達課) 6 |
| ○公共測量の終了 | (監理課) 10 |
| ○公共測量の終了 | (") 10 |
| ○公共測量の終了 | (") 11 |
| ○家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 | (畜産課) 11 |
| ○道路の位置の指定 | (建築課) 11 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (農村計画課) 11 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 | (建築課) 12 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○令和5年度少年指導委員の委嘱について | (警察本部生活安全企画課) 12 |
| ○令和5年度(2023年度)第3回熊本県いじめ防止対策審議会の開催 | (いじめ防止対策審議会) 13 |
| ○熊本県学校給食費等の収納に関する業務委託 | (") 14 |
| ○微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借に関する競争入札落札者の決定 | (警察本部科学捜査研究所) 14 |

告 示

熊本県告示第447号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和5年(2023年)5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字崎ノ浦4253番1、4318番、4324番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字崎ノ浦4253番1・4318番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第448号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市久玉町字赤岩4081番1から4081番4まで、4081番6、4085番1、4086番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤岩4081番1から4081番3まで・4085番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、4081番4、4081番6
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第449号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
捜査支援カメラシステム 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和5年（2023年）6月2日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年（2025年）10月1日から令和7年（2025年）11月30日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年(2023年)5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------------|---------------------|
| 訪問看護ステーション とらいぶ 荒尾市万田443-1 | 令和5年(2023年)5月 1日 |

熊本県告示第451号

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第48条第6項第3号の規定に基づき登録した登録養成施設から、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「施行令」という。)第16条(施行令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により変更の届出があったので、施行令第20条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年(2023年)5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 登録養成施設の名称
東海大学農学部食生命科学科食品衛生コース
東海大学農学部動物科学科食品衛生コース
東海大学農学部農学科食品衛生コース
- 変更後の登録養成施設の所在地
熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽
熊本県熊本市東区渡鹿9-1-1
熊本県上益城郡益城町杉堂871-12
- 変更前の登録養成施設の所在地
熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽
熊本県熊本市東区渡鹿9-1-1
- 変更年月日
令和5年(2023年)4月1日

熊本県告示第452号

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により令和5年度(2023年度)熊本県製菓衛生師試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)第2条の規定により公告する。

令和5年(2023年)5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験日時及び場所
(1) 日時 令和5年(2023年)8月2日(水)午後1時30分から午後3時30分まで(2のただし書に該当する者については、午後2時45分まで)
(2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁地下大会議室
- 試験科目
試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。
(1) 衛生法規
(2) 公衆衛生学
(3) 食品学
(4) 食品衛生学
(5) 栄養学
(6) 製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択)
- 受験資格
試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品

製造業のうち菓子製造業の製造を営むも又は食品の衛生法等の一を改正する法律の一部の
 施行に伴う関係政の令の製造を営むも又は食品の衛生法等の一を改正する法律の一部の
 則第2条の規施行に令の製造を営むも又は食品の衛生法等の一を改正する法律の一部の
 の食品衛生法施行令の製造を営むも又は食品の衛生法等の一を改正する法律の一部の
 (原則として週4日及び器具の洗浄等(昭和41年(1966年)12月26日)に現に菓子製造業に従
 (3) 配達並びに食器及び器具の洗浄等(昭和41年(1966年)12月26日)に現に菓子製造業に従
 事していた者が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3
 年を超えに至ったもの

4 受験

(1) 受験願書の配付
 各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室(以下、「健康危機管理
 課衛生環境室」という。)での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの
 配信により実施する。
 各保健所及び健康危機管理課衛生環境室での配付期間は、令和5年(2023年)
 5月29日(月)から同年6月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前
 9時から午後5時までとする。者は、宛先を明記し94円切手を貼った返信用封筒(長
 形3号、A4用紙を希望する三つ折りにした書類が入る大きさの封筒)と連絡先(本人
 と直接連絡が取れる電話番号等)を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師
 試験受験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生環境室(郵便番
 号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)宛て請求すること。

(2) 受験願書受付期間
 ア 受付期間は、令和5年(2023年)6月5日(月)から同年6月9日(金)ま
 でとする。
 イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
 ウ 郵送による受験申込みは、令和5年(2023年)6月9日(金)までの消印が
 あるものに限り受け付ける。

(3) 受験願書の提出
 ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本
 市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提
 出すること。ただし、県外に居住する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課衛生
 環境室(郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に提
 出すること。
 イ 郵送による提出をする者には、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書在中」
 と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替
 を同封し、アの提出先に特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該
 当する者は、郵送による提出はできない。

(4) 提出書類等
 提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所
 に提出する場合にあっては2部、健康危機管理課衛生環境室に提出する場合にあって
 は1部とする。
 ア 受験願書(別記第1号様式)
 イ 菓子製造業従事証明書(別記第2号様式)(3の(1)に該当する者を除く。)
 ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し(2のただし書に該当
 する者に限る。)
 エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれら
 の写し(3の(3)に該当する者を除く。)
 オ 写真2葉(受験願書の提出前6か月以内に、脱帽して正面から上半身を撮影した
 縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及
 び氏名を記載したもの)
 カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄(抄)本

(5) 受験手数料
 9,700円(受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。)

(6) 受験票の交付
 受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。

5 合格基準

6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点はその試験科目
 の平均点の2分の1の点(小数点以下を四捨五入した点)を下回らないこと。

6 合格発表及び合格証書の交付

(1) 合格発表者の発表は、令和5年(2023年)9月7日(木)午前10時に熊本県庁
 本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
 (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。

7 その他

(1) 受験願書の請求及び受験について問合せ先
 健康危機管理課衛生環境室 096-333-2247
 熊本県有明保健所衛生環境課 0968-72-2184

- 熊本県山鹿保健所衛生環境課 0968-44-4121
 - 熊本県菊池保健所衛生環境課 0968-25-4135
 - 熊本県阿蘇保健所衛生環境課 0967-24-9035
 - 熊本県御船保健所衛生環境課 096-282-0016
 - 熊本県宇城保健所衛生環境課 0964-32-0598
 - 熊本県八代保健所衛生環境課 0965-33-3198
 - 熊本県水俣保健所衛生環境課 0966-63-4104
 - 熊本県人吉保健所衛生環境課 0966-22-3108
 - 熊本県天草保健所衛生環境課 0969-23-0299
 - 熊本市保健所食品保健課 096-364-3188
- (2) 試験成績の情報提供
 口頭による試験成績の情報提供を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を以下のとおり情報提供する。
 ア 情報提供の方法
 熊本県庁新館3階健康危機管理課衛生環境室に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に情報提供する。
 なお、電話、メール、郵送等による情報提供の求めに対しては対応しない。
 イ 情報提供の期間
 合格発表の日から1か月間（令和5年（2023年）9月7日（木）から令和5年（2023年）10月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。
 なお、上記期間を超えて試験成績の開示を希望する場合は、個人情報保護法（第76条）に基づく文書による開示請求により対応する。
- (3) 試験問題の開示
 試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（令和5年（2023年）9月7日（木）から令和6年（2024年）9月6日（金）まで。）とする。
- (4) 合格の取消し
 受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県告示第453号

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第15条第1項に規定する使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の相手方

| 漁 港 名 | 受 託 者 |
|-------|-----------|
| 赤瀬漁港 | 網田漁業協同組合 |
| 郡浦漁港 | 三角町漁業協同組合 |
| 塩屋漁港 | 河内漁業協同組合 |
| 合申漁港 | 津奈木漁業協同組合 |
| 丸島漁港 | 水俣市漁業協同組合 |
| 鳩之釜漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 樋合漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 佐伊津漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 二江漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 富岡漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 大江漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 大多尾漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 宮田漁港 | 倉岳町漁業協同組合 |
| 御所浦漁港 | 天草漁業協同組合 |
| 下桶川漁港 | 樋島漁業協同組合 |
| 牛深漁港 | 天草漁業協同組合 |

2 委託期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

熊本県告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和5年（2023年）4月19日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和5年（2023年）5月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

熊本県告示第455号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。
令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定納付受託者の名称
Pay Pay株式会社
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和5年（2023年）4月19日
- 4 指定納付受託者が委託を受けて地方自治法第231条の2の3第1項に規定する納付事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる歳入の種類
ふるさとくまもと応援寄附金
- 5 指定納付受託者が委託を受けて納付事務を行うことができる期間
令和5年（2023年）5月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

公 告

熊本県公告第333号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
捜査支援カメラシステム 一式
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
 - (4) 納入期限
令和5年（2023年）9月29日（金）
 - (5) 納入場所
熊本県警察本部刑事企画課
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

- ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）を、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であることを免れる事業者と見積もつた契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定

- この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のおうち入札参加資格区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格審査申請内容の変更が、入札参加資格を有している場合、入札参加資格申請内容変更届を次のアに提出する期間に降も随時受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和5年（2023年）6月2日（金）午後5時まで
 イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

- エ 提出の方法
- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 申立てを行なった者又は申立てを受けていること。第17条の規定による更生手続開始の更生計画認可の決定を受けていること。第17条の規定による更生手続開始の更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てを受けていること。第17条の規定による更生手続開始の更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中ではないこと。
- (5) 審査を受けようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部刑事企画課へ提出し、審査を受けるに際しては、本調達物品の仕様を適合していること（4(2)により取得する証明書類）による。）を受けたい者であること。なお、熊本県警察本部刑事企画課の審査を受ける期間は、公告の日から令和5年（2023年）6月9日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
- この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(5)の仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法
- 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から令和5年(2023年)6月16日(金)午後5時まで
- (4) 提出先
1 (2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)6月16日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)6月30日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)6月29日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和5年(2023年)6月30日(金)午前10時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは令和5年(2023年)6月29日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した入札者が再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札(ただし、担当者の氏名及び連絡先電話番号の記載がある場合を除く。)
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納付場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（その者が、契約を履行しないお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Criminal investigation camera system 56sets
- (2) Delivery period:
September 29, 2023
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Criminal Investigation Department,
Criminal Planning Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
- (4) Date and Place for tender:
Date: June 30, 2023 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time-limit for tender by mail(Registered only):
Tender must arrive no later than Date: June 29, 2023
- (7) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|--------------|--|-------------|
| 公共測量（境界復元測量） | 令和4年（2022年） 6月10日から 令和5年（2023年） 3月10日まで | 宇城市不知火町亀松地内 |

熊本県公告第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|--------------|--|-------------------|
| 公共測量（境界復元測量） | 令和4年（2022年） 6月22日から 令和5年（2023年） 3月23日まで | 宇城市松橋町及び小川町 地内 |

熊本県公告第336号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|--------------|---|----------|
| 公共測量（境界復元測量） | 令和5年（2023年） 1月27日から 令和5年（2023年） 3月8日まで | 宇城市松橋町地内 |

熊本県公告第337号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則（昭和26年熊本県規則第17号）第4条第2項の規定により公告する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であつて、家畜受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 3 講習会の対象人数
5名程度
- 4 講習会の開催期間及び場所
(1) 期間
令和5年（2023年）6月19日（月）から7月13日（木）まで
(2) 場所
熊本県農業研究センター畜産研究所及び草地畜産研究所
- 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況等やむを得ない理由により家畜体内受精卵移植講習会を延期し又は実施しない場合がある。

熊本県公告第338号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区新大江三丁目9番38号
- 2 築造者の氏名 松下寛
- 3 道路の位置 菊池市西寺字南園2196番2、同2197番2及び同2198番1
- 4 道路の幅員 4.03メートルから4.10メートルまで
- 5 道路の延長 60.66メートル
- 6 指定年月日 令和5年（2023年）4月28日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第30号

熊本県公告第339号

八代市に事務所を置く八の字堰土地改良区連合理事長吉田寛実から令和5年（2023年）4月10日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）5月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年（2023年）5月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字木倉字尾平1409番1、同1410番2、同1427番2、同1429番3、同1430番1、同1431番、同1432番1、同1438番、同1439番、同1440番1、同1443番、同1444番、同1445番、同1446番、同1447番、同1450番、同1451番1、同1462番、同1465番8の一部、同1467番6、同1468番1、同1468番3の一部、同1468番4、同1469番1、同1470番1、同1424番2の一部、同1424番6の一部、同1424番7の一部及び水路の一部
10,449.92平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津三丁目15番2号
株式会社熊本不動産ネット

登載依頼

熊本県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のように委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により告示する。
令和5年（2023年）5月19日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

- 委嘱年月日
令和5年4月1日
- 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

| 氏 名 | 連 絡 先 | 活動区域 |
|--|------------------------------|--------------|
| 柳 邊 眞 理 子 石 原 正 彦 口 元 明 作 谷 口 紀 子 菊 池 智 子 田 上 久 美 子 原 野 信 二 田 島 直 子 松 尾 歩 佐 藤 かつ 枝 田 原 誠 也 | 熊本中央警察署生活安全課 096-323-0110 | 熊本中央警察署の管轄区域 |
| 吉 田 一 美 福 島 清 文 山 口 義 人 島 田 ゆ き 徳 永 龍 磨 木 下 の ぞ み 平 野 裕 勝 本 郷 博 央 | 熊本南警察署生活安全課 096-326-0110 | 熊本南警察署の管轄区域 |
| 富 田 康 之 宮 津 美 光 寺 田 健 次 郎 上 田 純 一 | 熊本東警察署生活安全課 096-368-0110 | 熊本東警察署の管轄区域 |
| 小 山 高 平 光 本 範 雄 | 熊本東警察署生活安全課 096-368-0110 | 熊本東警察署の管轄区域 |

| | | |
|--|-------------------------------|---------------|
| 川上 芙美 大谷 昭広 | | |
| 前田 一宏 山許 博 吉村美智子 塘添 和弘 | 熊本北合志警察署生活安全課 096-341-0110 | 熊本北合志警察署の管轄区域 |
| 藤田 謙治 堀本 武司 | 玉名警察署生活安全課 0968-74-0110 | 玉名警察署の管轄区域 |
| 矢野 英明 中原 英明 | 山鹿警察署刑事・生活安全課 0968-44-0110 | 山鹿警察署の管轄区域 |
| 高城 啓治 緒方 誠也 迫 光一 | 菊池警察署刑事・生活安全課 0968-24-0110 | 菊池警察署の管轄区域 |
| 坂本 秀輝 中岡 敏博 | 大津警察署生活安全課 096-294-0110 | 大津警察署の管轄区域 |
| 上村 修一 市原 巧 | 阿蘇警察署刑事・生活安全課 0967-35-5110 | 阿蘇警察署の管轄区域 |
| 中原 豊 小畑 光 | 宇城警察署生活安全課 0964-33-0110 | 宇城警察署の管轄区域 |
| 市村 直子 中野 博視 寺田 公子 松本 一幸 平野 繁子 河崎 澄男 | 八代警察署生活安全課 0965-33-0110 | 八代警察署の管轄区域 |
| 川原 清藤 釜田 顕 | 人吉警察署生活安全課 0966-24-4110 | 人吉警察署の管轄区域 |
| 福本 正人 田中 正行 松下 克己 | 天草警察署生活安全課 0969-24-0110 | 天草警察署の管轄区域 |

熊本県いじめ防止対策審議会公告第3号

令和5年度(2023年度)第3回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年(2023年)5月19日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八ツ塚 一郎

- 1 開催日時
令和5年(2023年)5月23日(火)
午後4時から午後6時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)

熊本県教育委員会告示第15号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり熊本県学校給食費等の収納に関する業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年(2023年)5月19日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 委託の内容
熊本県学校給食費等の収納に関する業務委託
- 2 委託の相手方
熊本県熊本市西区春日一丁目12番3号
九州デジタルソリューションズ株式会社
- 3 委託期間
令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

熊本県警察本部公告第29号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)5月19日

熊本県警察本部長 宮内彰久

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
微量薬物検索システム用装置の保守を含む賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部刑事部科学捜査研究所化学第一係
- 3 落札者を決定した日
令和5年(2023年)3月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京都港区芝浦一丁目2番3号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
- 5 落札金額
136,752,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)1月20日